

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「次の各号に定める」を「第6条に規定する申請時点において次に掲げる」に改める。

第5条第4項前段中「1月の償還金額（以下「毎月償還額」という。）をその」を「管理者は、貸付金が」に改め、「納入しない」を「償還されない」に改め、「当該毎月償還額に年14.6パーセント」を「償還額に年14.6パーセント」に改め、「当該毎月償還額に加算」を「当該償還額に加算」に改め、同条第6項中「本文」を削る。

第6条各号列記以外の部分中「受けようとする者」を「申請しようとする者（以下「申請者」という。）」に改め、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に定める」を「前条に規定する申請時点において次に掲げる」に改め、同条第3項中「連帯保証人が、」の右に「第1項に掲げる事項を満たさなくなり、」を加え、同項の次に次の1項を加える。

4 管理者の連帯保証人に対する履行の請求は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）に対しても、その効力を生ずるものとする。

第8条の2中「申請者」を「前条第2項に定める承認及び決定の通知を受けた者（以下「貸付承認者」という。）」に改める。

第9条第2項中「受けた者は、」を「受けた者及び」に改め、「と連署して水洗便所築造工事資金借用書（様式第5号）を」を「は、次に掲げる書類を管理者に」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 水洗便所築造工事資金借用書（様式第5号）

(2) その他管理者が必要と認めるもの

第10条を次のように改める。

(届出義務)

第10条 貸付承認者、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当したとき、貸付承認者、借受人又は連帯保証人は、水洗便所築造工事資金貸付届出事項変更届(様式第6号)により、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 水洗便所築造工事資金貸付申請書(様式第1号)の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 仮差押、保全差押、差押、競売の申立又は破産手続開始の決定を受けたとき。

第11条各号列記以外の部分中「第8条第1項の規定による貸付けの承認の決定をした者又は借受人」を「貸付承認者、借受人又は連帯保証人」に改め、同条第2号中「なくて貸付金」を「なく、貸付金」に改め、「拒んだ」を「怠った」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 仮差押、保全差押、差押、競売の申立又は破産手続開始の決定を受けたとき。  
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

水洗便所築造工事資金貸付申請書	
<p>京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に従い、水洗便所を築造する工事に要する資金を借用したいので、以下のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年            月            日</p> <p style="text-align: center;">住所 〒</p> <p style="text-align: center;"><small>(ふりがな)</small> 氏名</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長</p>	
設置場所	京都市            区 (工事計画確認番号第            号)
借用申請金額	円
償還方法	借り受けた月の翌日から            箇月の月賦償還
借受人	住所 〒  <small>(ふりがな)</small> 氏名  電話番号  勤務先 (名称・住所・電話番号)
連帯保証人	住所 〒  <small>(ふりがな)</small> 氏名  電話番号  勤務先 (名称・住所・電話番号)

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第7条及び第10条関係）

		貸付決定番号	
水洗便所築造工事資金貸付届出事項変更届			
<p>届出事項に変更が生じたため、水洗便所築造工事資金貸付規程第7条及び第11条の規定に基づき、上記貸付決定番号により借り受けた京都市水洗便所築造工事資金貸付について、以下のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年            月            日</p> <p style="text-align: right;">貸付承認者・借受人 <span style="float: right;">(実印)</span>  <small>(借受人又は債務を継承する者)</small></p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 <span style="float: right;">(実印)</span></p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長</p>			
貸付承認者・借受人 <small>(借受人又は債務を継承する者)</small>	変更あり ・ 変更なし		
	<p>住 所 〒 <small>(ふりがな)</small> 氏 名</p> <p>電話番号</p> <p>勤務先 (名称・住所・電話番号)</p>		
連帯保証人	変更あり ・ 変更なし		
	<p>住 所 〒 <small>(ふりがな)</small> 氏 名</p> <p>電話番号</p> <p>勤務先 (名称・住所・電話番号)</p>		
その他			

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程（本項において「新貸付規程」という。）の規定は、この規程の施行の日以後に新貸付規程第6条の規定による申請がされたものについて適用する。

### (経過措置)

3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局下水道部管理課)